

核兵器禁止条約への署名及び批准に関する意見書（案）

核兵器禁止条約（以下「条約」という。）は、核兵器の開発、保有、使用等を全面的に禁止する国際条約で、2021年1月に発効した。2025年9月現在、99の国・地域が署名・加盟し、74の国・地域が批准している。条約への参加を呼び掛けた国連決議に賛成した国も含めると、139か国、国連加盟国の7割に達している。

一方、政府は、条約に参加するどころか、日米共同で核兵器使用を想定した演習を行うなど、核抑止力論にしがみつき、核共有の議論を横行させる事態となっている。

令和7年の広島市、長崎市の平和式典では、各国の多くの代表から核抑止力論の克服を強調する発言が相次いだ。広島県知事は、核抑止が破られる危険性を指摘し、人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われると、核抑止力を正面から批判した。長崎県知事は、核兵器を突き付け合って暮らすこの世界は、平和で安全な世界なのか、核兵器が存在する以上長崎が最後の被爆地であり続ける保証はないと、核抑止力では平和はつukれない旨を発言した。

世論調査によれば73%の国民が、条約に加盟する方が良いと回答している。唯一の戦争被爆国である日本がすべきことは、条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つことである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、条約への署名及び批准を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月 日

東京都議会議長 増 子 博 樹

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
外務大臣		